

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 令和8年5月27日(水)午後7時00分～午後8時22分
場所 小田原市役所 7階 大会議室
 - 2 出席者氏名
 - 1番委員 柳 下 正 祐(教育長)
 - 2番委員 益 田 麻衣子(教育長職務代理者)
 - 3番委員 秋 元 美 里
 - 4番委員 齊 藤 修 一
 - 3 説明員等氏名

教 育 部 長	村 田 智 俊
文 化 部 長	和 田 芳 廣
教育部副部長	諏訪部 澄 佳
教育部副部長(保健給食課長事務取扱)	吉 澤 太 郎
文化部副部長	早 野 智 洋
教育総務課長	大 木 健 一
教育指導課長	松 澤 俊 介
生涯学習課長	遠 藤 倫 子
教育指導課指導主事	栗 原 尚 美
	その他関係職員

(事務局)

教育総務課係長	鈴 木 律 子
教育総務課主事補	関 原 晃太郎
 - 4 報告事項
 - (1) 学校運営協議会委員の任命について (教育総務課)
 - 5 議事
 - 日程第1
議案第16号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)
 - 日程第2
議案第17号 小田原市いじめ防止対策調査会委員の一部委嘱替えについて (教育総務課)
 - 日程第3
報告第3号 事務の臨時代理の報告(令和8年度小田原市一般会計補正予算)について【非公開】 (教育部・文化部)
 - 6 報告事項
 - (2) 新しい学校づくり推進基本計画(答申)について【非公開】 (教育総務課)
 - (3) 市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について【非公開】 (教育指導課)
 - 7 議事等の概要
 - (1) 柳下教育長開会宣言
 - (2) 4月定例会議事録の承認
 - (3) 議事録署名委員の決定…2番 益田委員、3番 秋元委員に決定
-

○柳下教育長　ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

「議案第17号　小田原市いじめ防止対策調査会委員の一部委嘱替えについて」を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○柳下教育長　御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。

○柳下教育長　それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。報告第3号「事務の臨時代理の報告（令和8年度小田原市一般会計補正予算）について」は、市議会常任委員会開催日当日に公表となる資料を含み、報告事項(2)「新しい学校づくり推進基本計画（答申）について」は、現在調整中の案件であり、報告事項(3)「いじめ重大事態の発生に伴う調査について」は、ことの性質上、小田原市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、これを非公開としたいと存じます。

本件を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○柳下教育長　御異議もありませんので、採決いたします。

報告第3号、報告事項(2)及び報告事項(3)を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○柳下教育長　全員の賛成により、報告第3号、報告事項(2)及び報告事項(3)は、後ほど非公開での審議といたします。

（4）報告事項(1)　学校運営協議会委員の任命について（教育総務課）

○教育総務課長　それでは私から御説明申し上げます。資料1を御覧ください。

学校運営協議会につきましては、教育委員会の所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として設置されるもので、その委員につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5第2項の規定に基づき、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の中から、教育委員会が任命することとされております。

また、同条第3項の規定により、対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができることとされており、各学校長から推薦を受けて任命することとしております。

各小中学校長から、資料に記載の420名について推薦を受けましたので、令和8年4月1日付けで委員を委嘱したものでございます。

なお、学校運営協議会の委員の任免につきましては、平成31年4月1日以降、教育委員会の議決事項ではなく、教育長の専決事項としておりますが、これまでもたびたび委員の人選等について定例会や事務の点検・評価の場等でご意見をいただいておりますことから、報告事項とさせていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

○柳下教育長 以上で、報告事項(1)が終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係の職員退席)

(4) 日程第1 議案第16号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

○生涯学習課長 それでは私から御説明申し上げます。議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。

小田原市社会教育委員につきましては、小田原市社会教育委員条例第2条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選出することとなっております。

現在、小田原市社会教育委員は、令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年の任期で継続中ですが、このたび、学校教育関係者として委嘱しておりました酒匂中学校校長の藤原克彦様、社会教育関係者として委嘱しておりました小田原市PTA連絡協議会幹事の石塚勝巳様、小田原市青少年健全育成連絡協議会監事の佐藤千尋様が委員を退かれることとなりました。

その後任として、今回、小田原市校長会から白鷗中学校校長の石川弥生様、小田原市PTA連絡協議会から幹事の梅原宝様、小田原市青少年健全育成連絡協議会から副会長の平井良一様を御推薦いただいております。小田原市社会教育委員として適任と思われますので、委嘱いたしたく提案するものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(5) 日程第2 議案第17号 小田原市いじめ防止対策調査会委員の一部委嘱替えについて

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは私から御説明申し上げます。議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。

小田原市いじめ防止対策調査会委員につきましては、小田原市いじめ防止対策調査会規則により「医師、弁護士、臨床心理士その他教育委員会が必要と認める者」のうちから委嘱することとなっており、委員の任期については2年と定めております。

現在の委員任期は、令和7年8月1日から令和9年7月31日までとなっており、継続中ですが、この度 臨床心理士の杉崎氏及び、医師の横田氏の2名から一身上の都合により離職願が提出されたことを受け、一部委嘱替えを提案するものでございます。

名簿の右側に「新任」と記載のある欄を御覧ください。

臨床心理士の早坂氏におかれましては、児童相談所の心理判定員や教育相談センターの専任相談員のほか、公立小中学校等でスクールカウンセラーとしても活動されてきており、現在は神奈川県教育委員会のスクールカウンセラーアドバイザーをお務めになるなど、長年心理職に従事されてまいりました。

次に、医師の吉江氏におかれましては、神奈川県立足柄上病院や小田原市立総合医療センター等で内科医として勤務されてきた経歴を持ち、令和4年からは市内で病院を開業しておられます。

なお、新任の2名におかれましては、団体からの推薦を受けたうえで就任の承諾をいただいております。

以上、2名各氏のいずれも本市いじめ防止対策調査会委員として適任と考えられますので、委嘱したく提案するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 以上で、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしました。会議を非公開とする前に、その他として、委員、又は事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

○柳下教育長 ないようですので、非公開といたしました案件を議題といたします。

(6) 日程第3 報告第3号 事務の臨時代理の報告(令和8年度小田原市一般会計補正予算)について【非公開】 (教育部・文化部)

○教育部副部長 それでは、御説明申し上げます。

6月1日に開会する市議会6月定例会へ提出する令和8年度小田原市一般会計補正予算につきまして、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

議案書をおめくりいただき、資料1ページ「令和8年度小田原市一般会計補正予算概要」を御覧ください。

上段の歳入については、関連する歳出で御説明します。

歳出の1段目、(項)「教育総務費」(目)「事務局費」の「高等学校等奨学金事業」につきましては、経済的な理由により、子供の修学が困難な家庭の支援に役立ててもらいたい

との趣旨で、国際ソロプチミスト小田原様から30万円、匿名の方から500万円の御寄附をいただきましたので、これを財源に、奨学基金積立金を計上したものでございます。

歳出の2段目、(項)小学校費(目)学校管理費の「小学校教材等整備・管理事業」につきましては、市立小学校の学校図書の購入に役立ててほしいとの趣旨で小田原市管工事共同組合様から100万円、下中小学校の学校図書の購入に役立ててほしいとの趣旨で露木康雄様から1万円の御寄附をいただきましたので、これを財源に、学校図書購入費を計上したものでございます。

以上で、教育部所管の説明を終わらせていただきます。

○文化部副部長 引き続き、私からは文化部所管分について御説明申し上げます。

次に、(項)社会教育費(目)郷土文化館費の「郷土文化館分館松永記念館管理運営事業」につきましては、資料2ページ「郷土文化館分館松永記念館管理運営事業について(老櫓荘現況・劣化状況調査及び給水井戸改修)」を御覧ください。

はじめに「1目的」ですが、松永記念館老櫓荘の現況と劣化状況を調査し、今後の改修に係る方針等をまとめるものです。また、庭園内池の給水井戸は、泥の堆積により不具合が生じているため改修するものです。

次に、「2事業概要」ですが、老櫓荘は、建物と敷地について調査を実施し、建屋・土塀・擁壁等の改修の方針や概算工事費と工程表を取りまとめるものです。給水井戸は浚渫やポンプの更新等を行うものです。

次に、「3予算額」につきましては、「4財源」にございます、国の「観光振興事業費補助金(2分の1)」を財源に、委託料31,637千円を計上するものでございます。

次に、「5スケジュール」ですが、老櫓荘につきましては、令和8年度は、調査及び改修方針等の取りまとめを行い、令和9年度に設計、令和10年度に工事を行う予定でございます。

給水井戸につきましては、令和8年度に改修を完了する予定でございます。

最後に、老櫓荘調査箇所及び給水井戸の場所につきましては、「6位置図」に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○齊藤委員 委託料の31,637万円は、この場で、その予算額に対しての見積額として妥当であるという評価がしにくい数字だけの情報だと思いますが、その辺りはどのように御評価されていますか。

○生涯学習課長 市建築課等から意見をいただき、このような数字を出したところでございます。

○齊藤委員 行政案件での工事は、相見積もりが取りにくいとは思いますが、工事代金は建築や土木も含めて業者ごとにかなりまちまちの内訳ですので、言い値でやられないようにしないといけない状況だと思います。学校の統廃合の案件も本日ございますが、今後は相見積もりをどのタイミングで取って、その見積もりがどこまで有効なものかということを確認する必要がありますと思います。また、今回工事が令和10年度ということで、今回の見積額は実際に工事を執行する際にこの金額で行うことができるかも含めて、よく確認された方がよいかなと思います。

○増田委員 改修後の老櫓荘の活用方法は、どのようなことを考えていられるのかお聞かせ

ください。

○生涯学習課長 改修といいましても、何か機能を変えるというわけではなく、建屋と基礎部分に隙間があいている箇所がございますので、そういったところを調査して、危険がないようにしていくもので、建物の中を改修するというわけではないので、使い方は引き続き以前と変わりません。

(その他質疑・意見等なし)

○柳下教育長 以上で、日程第3まで終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係の職員退席)

(7) 報告事項(2) 新しい学校づくり推進基本計画(答申)について【非公開】
(教育総務課)

(8) 報告事項(3) いじめ重大事態の発生に伴う調査の結果について【非公開】
(教育指導課)

8 柳下教育長閉会宣言

令和8年6月24日

柳下教育長

署名委員（益田委員）

署名委員（秋元委員）